

議 長 日程第12「議案第17号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成30年4月1日に施行されることにより、国民健康保険における財政責任主体が神奈川県になること及び国民健康保険税の課税限度額、保険税軽減所得の見直しに伴う所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは説明させていただきます。今回の当該条例の一部改正でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うものでございます。

改正の趣旨でございますが、国民健康保険につきましては、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は保険税を賦課徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされましたので、課税額の内容の改正を行うものでございます。また、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が見直しされたこと並びに低所得者に係る国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改められたことによるものでございます。

2枚目をお開きください。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。松田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは参考資料、新旧対照表にて説明させていただきます。参考資料のほうをお開きください。第2条第1項でございますが、見出しのとおり、課税額について定めたもので、現行の条文を改正案のとおり改めます。今回の国保制度改革では、地方税である国民健康保険税の課税額についても、都道府県の示す国保事業費納付金をもとに算定するという考え方に変わりました。第1号に基礎課税額、第2号に後期高齢者支援金等課税額。次のページお願いいたします。第3号に介護納付金課税額を、それぞれの号に分けて規定したものでござ

ございます。その後の条文でも引用されてる部分には、各号の表記が追加されま
す。

第2条第2項でございますが、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度
額を58万円に引き上げます。3ページの第9条は、条文の説明内容が第2条第
1項第1号において説明されるため、削除になります。

4ページをお願いいたします。第23条でございますが、この第23条が、国民
健康保険税の減額について、一定所得以下の世帯には軽減措置があり、そのこ
とについて記載する条文となります。第23条第2号の地方税を第703条の5に
規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が33万円に、被保険者及び特定
同一世帯所得者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義
務者における27万円を27万5,000円と改め、同条第3号の49万円を50万円と改
めます。

改正本文2ページへお戻りいただきまして、附則でございます。施行期日で
ございます。1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。なお、適用区
分につきましては、2項、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例
の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29
年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい
ませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第17号松田町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて

延会といたします。明日 8 日は午前 9 時より本会議を開催しますので、御参集
願います。本日は大変御苦労さまでございました。 (15時22分)